

「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ

〈令和4年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ〉

私たちがよく聞く男女平等に関する法律には、1985(昭和60)年に制定された「男女雇用機会均等法」と1999(平成11)年に制定された「男女共同参画社会基本法」があります。

男女雇用機会均等法

募集、採用、昇進など雇用に関して男女間の差別を禁止する法律です。

男女共同参画社会基本法

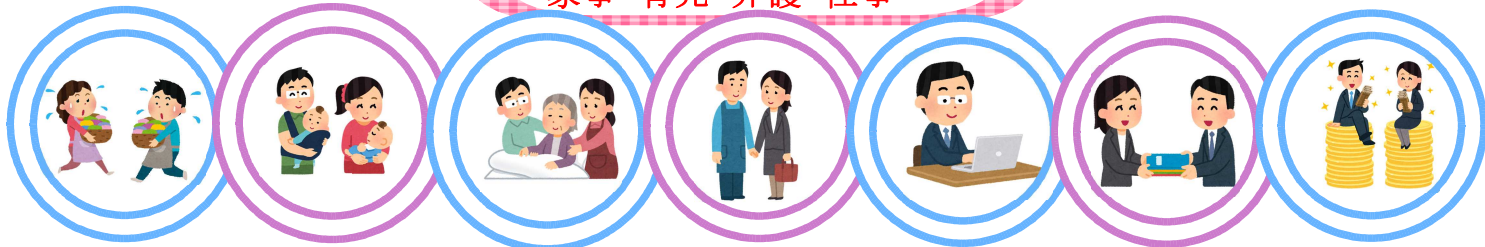
男女が対等の立場で、個人として能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事を両立させていく社会を目指す社会活動全般に関する法律です。

どちらの法律も男女間の不平等や差別、格差をなくし、一人ひとりがお互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成を目指して制定されました。

「男女共同参画週間」・・・「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である1999(平成11)年6月23日を踏まえ、毎年6

月23日から29日までの1週間を、「男女共同参画週間」と定め、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。

家事・育児・介護・仕事



育児・介護休業法の改正がスタート (段階的に施行)

2021(令和3)年に改正された育児・介護休業法

には男性の育休取得をさらに進めるための制度が盛り込まれ、2022(令和4)年4月から事業主は育児休業の対象となる人には男女を問わず取得についての意向を確認することが義務付けられました。さらに10月1日からは新たに「産休パパ育休制度(男性版産休)」が施行されます。

改正をきっかけとして、どこの職場でも子どもが生まれたら男性も女性も産休をとるものという考え方が定着し、多様な処遇や労働時間の柔軟な運用、育児休暇が取りやすい職場環境づくりなどが加速することが期待できます。

昨今においては、若い世代を中心に「長期労働」や「ワンオペ育児」への違和感は強くなっています。今までの制度や習慣に縛られて不自由を感じていないか一人ひとりが見つめ直し、行動を変えていくことが必要です。

※「ワンオペ育児」・・・ママ一人で家事と育児の負担を抱えている状態を指す言葉です。

「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった固定的な考え方に基づく制度や慣行を解消し、仕事や生き方を自らの意思で選ぶことができ、家事、育児、介護を男女が共に担う社会、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会を目指します。



なごみ

第243号

2022年6月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



インターネット
による
人権侵害
をなくしましょう

ひ ぼう ちゆう しょう
誹 謗 中 傷

しん がい
プ ラ イ バ シ ー 侵 害

SNS い じ め

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシー侵害、差別を助長する内容など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした誹謗中傷等の投稿は、とり返しのつかない重大な人権侵害につながる場合もあり、あってはならないことです。



インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まろうよ こころ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorousyokokoro>

●悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)

<https://www.ihaho.jp>

迅速な助言

●相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。

●インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応

●人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能

●インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスをを行う相談窓口です

「人権相談」
(法務省)

<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

●相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。

●削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断した上でを行います。

●全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフティーインターネット協会)

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

●インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

●インターネット企業有志によって運営されるセーフティーインターネット協会(SIA)が運営しています。

●インターネットで連絡を受付け、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

6月の
相談日

月日・・・6月 1日(水)
27日(月)

時間・・・午後1時30分～4時

場所・・・人権ふれあいセンター

6月1日は
「人権擁護委員の日」

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)
でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212